

10月から 事業系ごみの処理手数料が改定されます

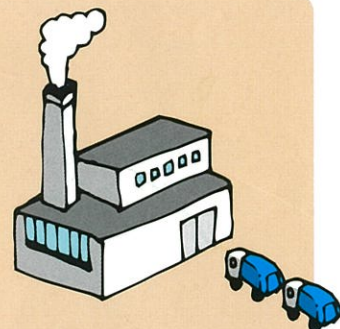
事業ごみの排出抑制とごみ処理費用の公平な負担の観点から、ごみ処理手数料を改定します。

- ✓ 改定されるのは、環境クリーンセンターで受け入れる事業ごみの処理手数料です。
- ✓ ごみ処理を収集運搬業者に委託されている場合は、「ごみ処理手数料」と「収集運搬費」を合わせた額が委託料となります。手数料改定後の委託料は、委託先の業者にご確認ください。
- ✓ 事業ごみの処理手数料の改定にあたって、激変緩和のため、経過措置を設けています。

	時 期	事業ごみ処理手数料
現 行	平成16年10月 ~ 令和 2 年 9 月末	10kgにつき110円
緩和措置期間	令和 2 年10月 ~ 令和 4 年 9 月末	10kgにつき150円
本 施 行	令和 4 年10月 ~	10kgにつき200円

事業ごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条第1項（事業者の責務）により、排出事業者自らの責任において処理することとされております。このため、事業ごみ処理手数料の算定にあたっては、ごみ処理費相当分（100%）とすることが原則です。

江別市では、平成16年に、当時のごみ処理費の約4割にあたる110円/10kgに改定して以来、改定は行っておりませんでした。近隣市の事業ごみ処理手数料を勘案し、現在のごみ処理費の約4割を負担していただくよう改定することといたしました。



ごみ処理費 (平成27~29年度平均)と 事業ごみ負担割合

